

平成24年 第20回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年12月13日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成24年12月13日

東京都教育委員会第20回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第69号議案及び第70号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第71号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第72号議案

平成24年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第73号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	比留間 英 人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英 人
	次長	庄 司 貞 夫
	理事	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明 彦
	指導部長	坂 本 和 良
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	人事企画担当部長	加 藤 裕 之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和 嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成24年第20回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は共同通信社外2社、個人は合計6名からの取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室をしていただいでください。

まず、川淵委員でございますが、平成24年11月22日開催の第19回教育委員会定例会において、本人から教育委員を辞職したいという申出があり、都教育委員会として、辞職について同意をいたしました。その後、同日中に、知事職務代理者からも辞職の同意も得ました。したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、川淵委員は、11月22日付けで退任されております。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回11月8日開催の第18回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第18回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回11月22日開催の第19回定例会会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第72号議案、第73号議案及び報告事項（1）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱います。

議 案

第69号議案及び第70号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 それでは、審議に入ります。

第69号議案及び第70号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 第69号議案及び第70号議案資料を御覧ください。東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案と、同条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案を付議するものです。

1の(1)都立学校設置条例の改正の内容ですが、東京都立北多摩高等学校を廃止するという内容です。都立高校改革推進計画に基づき、北多摩高校を改編して、平成20年4月に東京都立立川国際中等教育学校を開校しました。これに伴い、その母体校である北多摩高校は昨年度から生徒の募集を停止しており、今年度末で在校生が卒業します。このため、平成25年3月31日をもって廃止するという内容です。

(2)は、同条例施行規則からも同様に北多摩高校を削除するという内容です。

条例を都議会に付議する時期は、平成25年第1回都議会定例会。

施行期日は、平成25年4月1日としています。

議案の説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

これは立川国際中等教育学校に移行したということですね。

【都立学校教育部長】 はい、そうです。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第69号議案及び第70号議案につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

第71号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 次に、第71号議案、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を都立学校教育部長及び人事企画担当部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 第71号議案資料を御覧ください。東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、付議するものです。

改正理由は2点ありまして、一つは（1）の指導教諭の設置です。高い専門性と優れた教科指導力を持つ教員の力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るために、指導教諭の職を設置するものです。

2点目が、（2）の各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整を図るとともに、校内における教科指導に関する人材育成を強化するため、教科主任を設置するという内容です。いずれも今年の2月に策定した都立高校改革推進計画に盛り込んだ内容で、今回、制度化を図るものです。

改正規則の施行期日は、平成25年4月1日です。

改正内容については、議案の後ろに付けていますA3版の紙でそれぞれ説明します。

初めに、指導教諭の設置について、人事企画担当部長から説明します。

【人事企画担当部長】 「指導教諭の導入について」を御覧ください。

「1 設置目的及び職の位置付け」ですが、現在、大量退職期迎え、ベテラン教員の持つ指導力・指導技術を継承し、教員全体の指導力の向上を一層図っていくことが課題となっています。これまで経験に応じた研修を確立したり、また、主幹教諭や主任教諭を活用した学校内での校内OJTを推進するなど、人材育成を整備してきました。

（1）の設置の目的ですが、今後は更に高い専門性と優れた指導力を持つ教員の力を活用し、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るため、指導教諭の職を設置することです。具体的に申し上げますと、教科指導に優れた人材を、教科等の指導技術を普及させる職に任用し、若手からベテランまで優れた実践事例に学ぶ機会を提

供し、自ら改善点を見出す仕組みを作ってまいります。

(2) の職の位置付けですが、学校教育法37条で、これは他校種への準用規定もありますが、第2項では、小学校には主幹教諭を置くことができる、第10項では、指導教諭の職責について書いてあります。児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うということです。

「2 職務内容」ですが、まず(1) 職責です。指導教諭については、自ら授業を受け持つとともに、他の教員に対して教育指導に関する指導・助言を行うということです。なお、都においては、主幹教諭が教員を指導・育成しており、指導教諭導入後も「校内における人材育成」については、主幹教諭が引き続き行っています。

具体的な職務内容は(2) に書いてあります。職務の級については、主幹教諭と同級の4級職としています。

職務ですが、授業の在り方や教科指導の専門性について、自校及び他校の教員に対して、教科等の指導技術を普及させることにより、東京都の公立学校の教員全体の「授業力」を向上させていくということです。

具体的な職務内容ですが、6点について考えています。一つ目は校内OJTですが、自校において校内OJTを実施します。二つ目は、模範授業を行い、教科指導の実践事例を、自校の教員も含めて、他校の教員にも示していくということです。公開授業ですが、他の教員に対して授業を見学させる機会を設けるということです。さらに個別相談としては、自校において他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行います。授業支援としては、他の学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行うことを考えています。六つ目としては、教科指導資料等開発ということで、優れた教科指導のための教材開発等を行い、例えば授業研究ヘルプデスク等を活用して広めていくことを考えています。

「3 都における指導教諭の活用」ですが、学習指導における校内OJT体制を強化・補完するものとして、2段階で指導教諭の持つ教科等の指導技術を他の教員へ広めていくことを考えています。具体的には、下の図を御覧ください。ピラミッド型に表した三角が高校を表しています。図としては甲高校、乙高校、丙高校とありますが、

実際には対象学校については二十数校から三十数校を考えています。

まず第一段階としては、甲高校の数学の指導教諭のZが模範授業を行い、また、その後、乙高校、丙高校の主任教諭A、主任教諭Bが見に来ていて、ここで指導教諭の授業を直接見ることで、指導技術だけではなく、教育に対する真摯な取組が伝わり、熱意や使命感もここで向上していくということを考えています。

第二段階として、甲高校での指導教諭Zの模範授業、研究授業で得た指導技術を、自校の校内OJTで広めていくということで、乙高校、丙高校の楕円形で囲んだ部分で校内OJTを広めていきます。

続きまして、資料の2枚目を御覧ください。「任用数及び任用教科等」です。教科（科目）ごとに指導教諭を任用します。任用予定数ですが、小学校は約210名、中学校は約130名、高等学校は約80名、特別支援学校は約40名を考えています。5年間で順次任用していく予定です。

「5 活用範囲」ですが、都立学校については、都内全域を一つの単位として指導教諭を任用し、都内全域で活用すると考えています。小・中学校については、活用範囲を今後検討していきます。

「6 任用体系」です。指導教諭については、主幹教諭と同様の4級職と位置付け、組織的な指導体制の中核として活用を図っていきます。そのため、従来の主幹教諭選考を改正し、4級職選考として実施します。4級職選考の受験資格については、現行の主幹教諭と同様とします。指導教諭の配置ですが、主幹教諭とは別枠で配置します。4級職選考では、主幹教諭又は指導教諭としての合否ということではなくて、4級職としての合否を決めて、その後に、任用上で日常の勤務実績に加え、校長を通じて把握した教科指導に関する同僚、主幹教諭や同一教科（科目）の教員からの意見や評価等の聞き取りを行い、研究実績も含めて指導教諭としての適性を判断して配置していくことになります。配置後ですが、指導教諭については、模範授業や研究授業を行うため、今まで以上に自己研鑽^{きんざん}を積んでいくと考えますが、指導教諭任用後も授業観察等により指導教諭の指導力を把握して、適切に配置をしていきたいと考えています。

「7 導入時期」ですが、都立学校については、平成25年4月から導入を考えてい

ます。小学校及び中学校については、1年後になります。平成26年4月から導入できるように、区市町村教育委員会と連携を図っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【都立学校教育部長】 続いて、資料の3枚目を御覧ください。指導教諭とも密接に関係します。都立高校における教科主任の設置について説明します。

まず、都立高校における教科指導の現状ですが、上段の(図1)を御覧ください。高校では、同じ学年の同一教科内で、授業の進行の調整ができていないかということ調べてみると、必ずしもできていない学校、そして、定期考査を共通問題で実施しているかを聞いてみると、できていない学校も少なからずあるという状況です。また、生徒に対して授業に関してアンケートを行ったところ、授業の内容を理解できている生徒、教員の教え方が上手だと思っている生徒が必ずしも多くないという状況にあります。これには、教員の組織的な学習指導や人材育成の取組が校内で十分にできていない、そういう仕組みになっていないということに大きな要因があると考えています。

(図2)を御覧ください。校内組織を図示したものです。括弧内の数字は教員数を表しています。この図を縦に見ていただきますと、学校経営上の校務分掌組織を表していきまして、教員は学級担任をもって学年に属するか、又は教務や生活指導等の校務分掌組織に属して業務を分担しています。同時に、横方向に見てみると、教員はそれぞれ専門の教科の授業を受け持っています。縦方向の学校経営上の校務については、この間、主幹教諭や主任という責任者を置いて、組織的な取組を強化してきたわけですが、横方向の教科指導に関しては、これまで責任者を制度上は置いてきませんでした。今回の規則改正は、教科指導についても責任者を教科主任として置くというものです。

教科主任の職務内容ですが、資料の下段左です。教科主任は、教科の教育活動に関する事項について企画・立案、連絡調整、そして指導・助言を行うということで、具体的には年間授業計画の作成や調整、授業の内容や進捗の調整、学習評価や教科書選定の調整などに当たります。また、教科指導に関する校内での人材育成、指導・助言も担います。

設置する学校ですが、高等学校と中等教育学校、設置する教科ですが、国語、数学、

英語、地理歴史・公民、理科、保健体育ということで、それぞれに各1名、原則として1校当たり6名を配置します。

教科主任を担う教員ですが、教科主任は原則として主任教諭、又は主幹教諭、指導教諭の職にある者から任命します。

また、主幹教諭との関係ですけれども、主幹教諭は、経営面の校務に関して監督権限を持っていますけれども、教科指導に関しては権限を持っていません。したがって、教科内に仮に教科主任でない主幹教諭がいた場合には、教科指導に関しては、主幹教諭も教科主任の調整を受けることになります。

その右に「教科会の設置」とまとめましたが、今回、教科主任を設置するとともに、教科会という会議組織を設置したいと考えています。教科主任が職務を円滑に進めるための校務分掌組織として、教科会を新たに設置するということです。教科会では、年間授業計画に関する事、指導方針、授業の内容、進度に関する事などについて、この会議の場で議論し、調整してもらうことを考えています。

構成ですが、同一教科の全ての教員です。

会議の開催の頻度ですが、所掌事項の進捗状況を踏まえて、目安で月2回程度を考えています。教科会を設置することにより、教科主任が学校の中で実際に機能するようになりたいと考えています。

以上で議案内容の説明を終わります。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

甲高校、乙高校、丙高校の図で、指導教諭Zが模範授業を行うわけですね。

【人事企画担当部長】 はい。

【委員長】 その後、研究協議会でそれについて議論をするのですね。

【人事企画担当部長】 はい。

【委員長】 そのときに、乙高校から来た主任教諭A、丙高校から来た主任教諭Bは、研究協議会に入るのですか。

【人事企画担当部長】 入ります。

【委員長】 わかりました。それなら良いと思います。

【竹花委員】 結局、各高校の学年ごとに置くわけですか。例えば国語の教科主任

というのは全体に1人ですか。

【都立学校教育部長】 教科主任については、学年ごとではなくて、教科ごとに学校に1人です。例えば国語であれば、1学年、2学年、3学年合わせて1人ということですね。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 今後、システムが複雑になるわけですね。そういうことからすると、実際にこのシステムを面倒みる教員をきちんと育成していかないと、なかなかシステムが動かないという問題が出ると思うのですが、どうですか。

【都立学校教育部長】 今回、教科主任の設置については、全教員から意見を事前に聞いています。校長・副校長からは全員、一般の教員からも、今は一人一人端末が配置されているので自由に意見を募りました。一般教員は、もちろん賛成意見が多かったのですが、一部否定的な意見もありました。その一つには、特定の教員に業務が集中しないかということもありました。教科主任については、基本的には教科の中のリーダー役として、実際の業務量が増えないように、むしろ全体をよく見渡して、お互いが議論できるような場を作ってくださいという意見があり、そちらを中心に運営していきたいと思っています。運用の中で特定の教員に業務が集中しないように図っていきたいと考えています。

【竹花委員】 理由があって設置するものですから、やっていただいて結構ですけども、幾つか懸念材料もあるのであれば、よく実施状況を点検していただき、もし課題があれば改善をするという形にしてほしいと思います。例えば教科主任に業務が偏り過ぎであれば、サブ教科主任のような者が置けるような仕組みも考えられるでしょうし、そういう点でもまた少し改善することありうべしという考え方で、よく実施状況をチェックしていただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】 同じラインの質問ですが、何年か実施して評価をする必要があると思います。その評価方法について具体的に考えていますか。生徒にアンケートするというのも一つの手段だと思うのですが、そのほかに何か考えていますか。

【都立学校教育部長】 現在、各学校の状況を見られるように、学校経営支援センターを置いて、支援センターの職員が毎月、学校訪問をしています。そういう中で、

新しい仕組みですので、設置した今回の指導教諭がうまく東京都全体で活用できているのか、学校の中で教科主任がうまく機能しているのか、教科会というのはスムーズに運営ができていないのか、形骸化していないか、それを十分に把握していきたいと考えています。

【委員長】 わかりました。

最近、広島大学はじめ大学教育センターというものがあちこちの大学にできていて、プレFDというものをやっています。FDというのはファカルティ・ディベロップメントのことで、昔からある言葉ですが、いかに学生にきちんと教えるか、いかに教えたことが学生に入っていくようにするか、そういうことについてのいわば戦略を考えることです。この点について日本は非常に遅れていたのですが、最近急にあちこちで行われるようになりました。プレFDというのは、先生になろうがなるまいが、大学の学生を集めて、メンター、ここで言うと指導教諭Zがいろいろなノウハウを授けるステップです。また、メンターの方法が本当にいいのかどうかみんなで議論して、教えることのクオリティを高めるという努力が相当なされるようになり、これに関するシンポジウムがあちこちで開かれています。そこでは評価方法などをどうするかという議論がされていて、東京でもしょっちゅう会合が開かれています。次は2月に東京大学で行うはずなので、是非都教育庁からも出ていただいて情報を取っていただきたいと思います。大学レベルと高校レベルではいろいろ違うことがあるとは思いますが、有用な情報は取れると思いますので、是非、参加する機会を探っていただければと思いますが、どうでしょう。

【都立学校教育部長】 そのような取組もしていきたいと思います。

【委員長】 適当な専門家を紹介できると思いますので、是非よろしくお願ひします。

ほかに。よろしいですか。

【内館委員】 高校生の意識調査アンケートのところでの意見です。今回に限らず、いろいろなアンケートはみんなそうですけれども、「どちらともいえない」という欄がありますが、これは具体的にフリーで書き込みなどがあるのですか。

【都立学校教育部長】 特段ございませんでした。質問紙をこうすると、確かに、

真ん中のところに集中します。

【内館委員】 「どちらともいえない」が37パーセントもあって、「内容を十分理解している」でも35パーセントあるわけですね。この数字を言われても、理解のしようがないですね。場合によっては、数学は理解できたけれども、社会の世界史は理解できないとか、そういう部分があるのかもわかりませんが、アンケートを取る上で、こういう項目は必要となるのですか。

【委員長】 難しいところですが、アンケートのテクニックとしては、こういう項目は必要なようですね。それから、何か書き込みをしてもらおうという手だてもあるのですが、アンケートというのは複雑にすると回収率が途端に落ちるという問題があります。その辺がなかなか難しいところです。アンケート調査で一番進んだ方法は、最初にアンケート調査を実施しておいて、今、内館委員がおっしゃったような疑問が出た場合に、個人面接で徹底的に聞くというやり方だと言われています。これはものすごく時間とお金がかかるのですが、それが一番正確な方法だと言われています。

【内館委員】 こちら側が本当に現状と課題を理解しようと思うと、「どちらともいえない」となります。もっとわからないのは「わからない」というのもありますね。「授業の内容を十分理解しているか」というのに関して「わからない」というのはどうでしょうか。これは、わかりなさいよという話でしょう。

【委員長】 「わからない」というのは、答えられないというふうに解釈したほうがいいと思います。ノーアンサーというものです。確かに、おっしゃるような問題はありますね。

【内館委員】 ありますね。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。

【瀬古委員】 試験で受かると、ずっと指導教諭としていくわけですか。

【人事企画担当部長】 4級職として選考するので、選考の段階で分けるのではなくて、4級職として選考に合格した人の中から、配置の段階で指導教諭か、主幹教諭にするかを決めていきます。授業観察とか、研究実績があるかとかにより配置します。毎年、業績評価等を行うほか、授業観察等をして、例えば指導教諭としてのレベルが下がり、主幹教諭としての配置がより適切であれば主幹教諭として配置していきます。

6の任用体系の図で両方に矢印があるのはそういう意味です。

【瀬古委員】 入替制があるわけですね。

【人事企画担当部長】 はい、あります。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件についてはいろいろ御意見が出ましたので、今後、これがどうなっていくかということを厳しくチェックするという方向についてはよろしくお願ひします。第71号議案につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月10日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会理事会、教育長協議会等

12月21日(金) 午後2時 ホテルアジュール竹芝

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程です。定例では次回は12月27日になりますが、現在案件なしです。したがって、次回定例会は、1月10日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

また、全国都道府県教育委員会連合会理事会、教育長協議会等が、12月21日金曜日、午後2時から、ホテルアジュール竹芝で開催されます。

以上です。

【委員長】 ただいま説明があったとおり、12月27日は現在のところ議題等はないようなので、この場で12月27日の教育委員会は開催しないことを決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、12月27日の教育委員会は開催しないということといたします。

日程そのほかで何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続き非公開の審議に入ります。

(午前10時40分)